

(宛先) 鎌倉市長

仮算定保育料計算依頼書
(令和7年度鎌倉市認可外保育施設等利用料補助金)

鎌倉市認可外保育施設等利用料補助金の申請にあたり、以下に記載した児童について、注意事項に同意し、補助条件に該当することを確認した上で仮算定保育料の計算を依頼します。

【注意事項】

● 仮算定保育料の算出にあたり、市で保管する住民記録情報・税情報・その他入所に必要な情報（市に提出した「教育・保育給付認定（兼）入所申込書（2号・3号用）」及びマイナンバーを用いた情報連携を含む。）について 鎌倉市職員が確認することがあります。

● 所得や税の申告を行っていない場合は仮算定保育料を算出することができないため、補助金の交付対象外となります。非課税世帯の場合は施設等利用給付（新3号認定）をご活用ください。

● 原則として、内定後、入所を辞退した上で、あらためて入所申込を行い、保留児童となっている場合は、補助対象者とはなりません。

● 仮算定保育料計算結果通知書等の郵送物は、申請者欄の上部に記載の方宛に送付します。

【補助条件】

● 市内の認可保育所等を入所希望し、利用保留となっていること。

● 利用保留となっている期間に、就労、就学等により、認可外保育施設等を利用していること（利用保留により、引き続き育児休業を延長している期間や求職活動期間は除く）。

● 認可外保育施設等の利用料の支払いが確認できること。

● 対象児童が0歳児～2歳児クラスであること。

				記入日	令和	年	月	日
申請者 (生計を同一にする保護者)	フリガナ	児童との続柄	生年月日	住所				
	氏 名							
		父・母 ()	S H	年	月	日	〒	
		父・母 ()	S H	年	月	日	〒	
	日中連絡の取れる電話番号	優先①（続柄： ）： — —						
		優先②（続柄： ）： — —						
児 童	フリガナ				生年月日			
	氏 名				令和 年 月 日			

添付書類 ①復職等の確認ができる書類（就労証明書等）
②令和6年度課税証明書等（令和6年（2024年）1月1日時点で鎌倉市に住民票がない場合）
※世帯で判定するため、すべての保護者の分を提出してください。
※海外在住等の場合は、1年間の収入が分かる書類と通貨の種類を明示して提出してください。